

非常用電源装置購入補助事業のご案内

災害発生時においても安心して生活を送ることができるよう、人工呼吸器使用者へ非常用電源装置の購入に関する費用の補助を行います。

対象者

名古屋市の住民基本台帳に住民登録があり、
在宅で人工呼吸器を常時使用している方

※ただし市町村民税所得割額が46万以上の場合は補助対象外となります。

申請開始日

令和6年10月7日（月）

支給品目・補助基準額

品目	機能要件	耐用年数	補助基準額
正弦波インバーター 発電機	障害者等又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの	10年	120,000円
ポータブル電源 （蓄電池） 人工呼吸器専用バッテリーも対象	障害者等又は介助者が容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	5年	65,000円
カーインバーター （DC/ACインバーター）	障害者等又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの	5年	45,000円

※非常用電源の納品に付属する配送費用は補助基準額に含まれます。

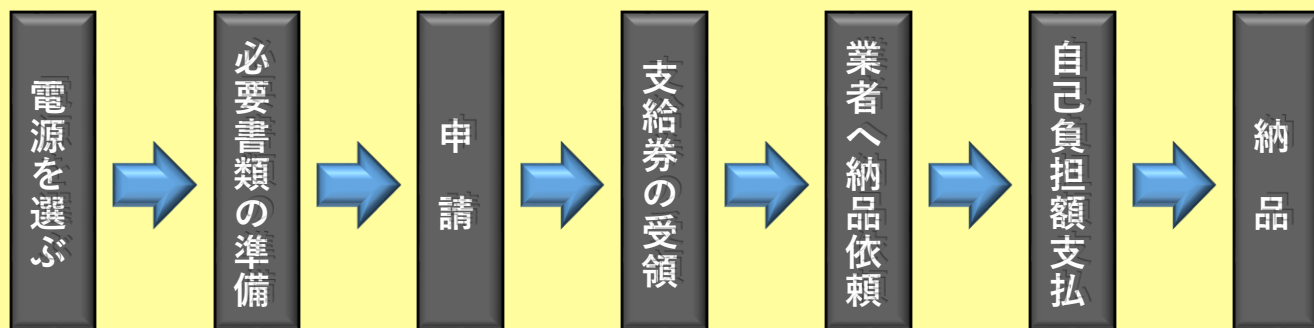
※申請は各品目につき1製品のみとなります。

利用者負担

販売価格が補助基準額以内	販売価格の1割
販売価格が補助基準額以上	補助基準額の1割 + 補助基準額を超えた額

※生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は、補助基準額の範囲では自己負担が発生しません。補助基準額を超えた額については全額自己負担となります。

支給までの流れ



※ 本事業での取扱業者は、代理受領方式での支払いが可能な業者のみとなっています。詳細はウェルネットなごや参照。

申請に必要な書類

①申請書

右のQRコードからアクセスできるウェブサイトで、事業概要の確認、様式のダウンロード及び電子申請フォームへのアクセス等ができます。



ウェルネットなごや

②見積書

③非常用電源装置の仕様が確認できるカタログ等

購入する販売店に依頼して、必要書類を受け取ってください。

④在宅での人工呼吸器の常時使用が確認できる書類

下記のいずれかの書類の写しが必要となります。

- ・ 人工呼吸器装着認定のある特定医療費（指定難病）受給者証または小児慢性特定疾病医療費受給者証
 - ・ 診療報酬明細書（人工呼吸指導管理料が明記されているもの）
 - ・ 医師が作成した、常時在宅人工呼吸器の使用を証明するもの ※
- ※文書作成に係る費用負担が発生する場合があります。

申請方法

・電子申請

右のQRコードより電子申請のフォームへアクセスできます。
入力する際は、上記②～④の必要書類を予めご用意ください。



電子申請フォーム

・郵送申請

必要書類を右記の郵送先まで送付してください。

※上記の申請方法での申請が難しい場合は、窓口でも申請できます。

【郵送先・窓口】 〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1-1
健康福祉局障害企画課
(名古屋市役所 本庁舎1階)

【お問い合わせ先】

健康福祉局 障害企画課

電話：052-972-2587

FAX：052-951-3999

Eメール：a2587@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

子ども青少年局 子ども福祉課

電話：052-972-2520

FAX：052-972-4440

Eメール：a2520@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

このチラシは古紙パルプを含む再生紙を使用しています。